千葉県の輸出事業者 I

経済産業省産業技術環境局 資源循環経済課長 田中 将吾

環境省関東地方環境事務所 所 長 大森 恵子

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について(厳重注意)

貴社が関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 67 条の規定に基づきミャンマー連邦共和国向けに令和 5 年 5 月 8 日に横浜税関に輸出申告した貨物(アルミニウムスクラップ)について、同年 5 月 9 日、11 日及び 17 日に同税関が貨物確認検査を行い、関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会った結果、廃基板、被覆線及びプラスチックが混入しているスクラップを発見した。

また、貴社が関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 67 条の規定に基づきタイ王 国向けに令和 5 年 5 月 12 日に横浜税関に輸出申告した貨物(アルミニウムスクラップ)について、同年 5 月 16 日及び 25 日に同税関が貨物確認検査を行い、関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会った結果、廃基板及びプラスチックが混入しているスクラップを発見した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第4条第1項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第3項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を 記載した顛末書を令和5年7月11日(火)までに経済産業省及び環境省に 提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物について国内で処分する場合は、環境上適正に 処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の 把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の 手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。